

修正の目的

- 現在の市地域防災計画は「震災対策編」「風水害等対策編」「資料編」の3編で構成されているが、「震災対策編」「風水害等対策編」の重複する記載の解消と、災害対応のそれぞれの段階（フェーズ）に沿った構成の見直しを行う。また令和3年5月の「災害対策基本法」の改正や国、大阪府の防災計画の修正を踏まえ、本市の防災対策の一層の強化・推進を図ることを目的に修正を行う。

令和3年度 主な修正内容

○ 構成の見直し（「共通編」「対策編」「資料編」の3編構成に修正）

- 現行計画の「震災対策編」「風水害等対策編」を一本化し、重複する内容の解消と整理を実施
- 一本化した内容を計画の方針などに関する「共通編」と、災害に対する予防及び応急・復旧・復興の計画に関する「対策編」に再編成を行い、これまでの「資料編」と合わせた3編構成に修正 など
- ※ 適宜、「震災対策」「風水害対策」が分かるように記載

○ 災害対策基本法の改正を踏まえた修正

- 避難情報の発令基準が改定されたことによる修正
 - ・ 避難勧告・避難指示の一本化による避難情報の修正

○ その他の修正

- 「都市計画局」の名称が「計画調整局」に変更、及び「万博推進局」の設置に伴う、関連する記載を修正
- その他、各種施策の動向に合わせた文言修正